

令和元年度（2019年度）障がい福祉関連の事業報告について

1 令和元年度当初予算における拡充事業

(1) 日常生活用具給付事業

ア 体圧分散型特殊マット（限度額：90,000円）

(ア) 学齢以上18歳未満

下肢または体幹にかかる障がい1級又は2級の方

(イ) 18歳以上65歳未満

下肢または体幹にかかる障がい1級の方

(ウ) 給付件数 6件

イ 自家発電機・外部バッテリー（限度額：100,000円）

(ア) 電気式たん吸引器、ネブライザー又はパルスオキシメーターを必要とし、次に該当する方

a 呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級

b 体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級

(イ) 医療保険の適用を受け、在宅酸素療法又は人工呼吸器療法を行う方

(ウ) 給付件数 1件

※ 給付件数は、令和元年（2019年）7月31日現在のものです。

2 令和元年度補正予算における拡充事業

(1) 移動支援事業

別紙（P2）のとおり

(2) 障害者相談支援事業

別紙（P3）のとおり

3 障がい者相談支援体制について

別紙（P4～6）のとおり

移動支援事業の拡充について

1 見直し理由

移動支援事業の報酬単価は、「移動介護」（身体介護を伴う）と「居宅移動」（身体介護を伴わない）の2種類あります。居宅介護サービスの通院等介助においても同様に身体介護を伴う場合、身体介護を伴わない場合の2種類報酬があります。

このうち移動支援事業の身体介護を伴わないサービスについては、類似のサービス内容でありながら差があった居宅介護サービスの通院等介助の報酬相当に令和元年度当初予算において是正しました。

しかしながら、移動支援事業と居宅介護サービスの通院等介助については、報酬上同等程度になったものの、サービスの支給決定をおこなう判断基準が異なっており、精神障がい者等に対する移動支援事業の支援度合いと報酬の水準との乖離をなくすよう、報酬改定にあわせ判断基準を見直すものです。

2 移動支援判定基準表の見直し内容

(1) 【現在】身体介護ありとなる判定基準

下記のうちいずれかに該当するもの。

- ・外出時の介護に関する5項目の内合計点数が6点以上の者
- ・行動障がい・精神症状に関する12項目の内合計点数が4点以上の者

(2) 【変更後】身体介護ありとなる判断基準

居宅介護サービスの通院等介助（身体介護を伴う場合）、（身体介護を伴わない場合）の判断基準等を用いる。下記のいずれにも該当する者とする。

ア 障害支援区分が区分2以上である者

イ 障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①「歩行」：「全面的な支援が必要」

②「移乗」及び「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

③「排尿」及び「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

3 補正予算額

17,130千円（補正後予算額526,769千円）

4 今後のスケジュール

令和元年	8月	障がい福祉サービス事業者に説明 サービス利用対象者に説明及び支給決定の再確認
令和元年	9月	新報酬及び新基準によるサービス提供開始

障害者相談支援事業の拡充について

1 事業概要

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため、障がい者等からの相談に応じ、障がい福祉サービス等を利用する為の計画案を策定する指定特定（障がい児）相談支援事業を行う事業所に対し補助金を交付します。

今回、指定特定（障がい児）相談支援事業所が、従事者である相談支援専門員を増員し、事業の拡充を行った場合に、新規計画作成実績に応じた補助を創設するものです。

2 現状と課題

現在本市において、相談支援専門員は60名、同専門員による計画案の作成数は2,084名分、専門員1人あたりのサービス等利用計画作成者数は、平均約35名分です。

国の基準により、専門員1名あたりの1月のサービス等利用計画作成数は、39件/月が上限（以降は減額対象）と示されてはありますが、専門員が担当しているケースには、重度の精神障がい者や発達障がい者も含まれており、毎日の電話連絡や月に複数回の訪問（報酬対象は月に1度まで）等が必要で、前述した上限数までは作成できないケースがあるのが実情です。

現在のサービス等利用計画作成が必要な支給決定対象者児を、全て専門員に担ってもらうには、約40人の増員が必要です。

3 拡充内容

(1) 拡充内容（詳細）

短期集中的に人材確保を行うためには、増員にかかる広告、募集にかかる経費に対する評価が必要となるほか、新たにサービスを利用する者については、アセスメント、サービス調整等、サービス等利用計画の作成までに出張調査、調整する業務が多く、事務処理に時間を要するため、従事者の増員を行ったうえで新規サービス等利用計画を作成したもののについては、その実績に応じ、1件あたり5万円の補助を実施します。

(2) 対象者

吹田市内において、指定特定・障がい児相談支援事業所を運営する法人で、当該年度において、従事者である相談支援専門員を増員したものの。

4 補正予算額

2,450千円（補正後予算額91,214千円）

5 今後のスケジュール

令和元年9月1日を目途に事業開始後、3年間実施した時点で本補助制度の効果について、大阪府の行う市町村別事業充足率調査をもとに検証を行い、その後の制度継続の要否確認を行うものとしします。

障害者相談支援体制について

1 事業概要

障害者相談支援事業は、障害者総合支援法第77条及び78条に基づく、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられており、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っています。

また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、これらを遂行するため、吹田市障害者相談支援事業実施要領第2条第2項に規定する法人に委託し、吹田市障害者相談支援業務等委託事業を実施する障がい者相談支援センターを設置しています。

2 拡充内容

- (1) 吹田市全域に対応できる6ブロックに障がい者相談支援センターを設置。
- (2) 1センター当たり専任の相談支援員（要資格）を2名及び窓口業務担当職員を1名配置

3 開所の経緯

吹田市の障害者等相談支援体制は、基幹相談支援センターを中心に、地域の障がい者の福祉に関する一般的な相談等を行う委託相談支援事業所、福祉サービスの利用調整を行う指定特定相談支援事業所（以下、計画相談）、福祉サービスの支給決定及び総合的な相談を行う市のケースワーカーによって構成されています。昨年度までの委託相談事業所については、委託相談支援事業所が計画相談を兼務しているため、業務過多となり、これまで其々の業務が混在し役割が不透明となっていました。

本年4月より、委託相談支援事業所を障がい者相談支援センターとして、6ブロックに設置し、相談支援専門員の専任者を配置することで委託相談支援事業所の役割が明確となり、相談支援事業所や市のケースワーカーと連携し相談業務に従事することで、より多くの市民への福祉サービスの利用援助が可能となっています。

4 相談件数（4～6月分）

・新体制

センター名	訪問	来所相談	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
内本町	6	70	6	143	0	7	64	0	296
片山・岸部	15	28	4	121	19	6	206	2	401
豊津・江坂・南吹田	12	39	9	90	0	0	26	1	177
千里山・佐井寺	19	43	2	55	7	0	14	2	142
亥の子谷	15	98	1	212	3	7	2	2	340
千里NT	25	206	19	279	1	0	9	1	540
計	92	484	41	900	30	20	321	8	1896

・旧体制

事業所名(所在地)	訪問	来所相談	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
めい(五月が丘南)	22	2	5	42	1	3	46	2	123
あおぞら(山田西)	45	14	20	135	11	6	12	2	245
ねばーらんど(内本町)	37	41	9	89	2	7	98	0	283
シード(泉町)	103	169	20	401	0	17	0	0	710
ムスカリ(南吹田)	2	3	0	37	0	0	3	9	54
計	209	229	54	704	14	33	159	13	1415

令和元年度 障がい者等相談支援体制

